

観光振興に関する提言

地域の観光産業振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
また、歴史的建築物等の保存・活用について、地域の実情に応じた財政措置を講じること。
2. 都市自治体のサイクルツーリズムを通じた観光客誘致の取組を支援すること。
3. 旅行者に対する受入環境整備等
 - (1) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。
 - (2) 観光施設等における多言語対応や防災情報の発信、無料Wi-Fi等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。
 - (3) 訪日誘客の推進を図るため、空港及び港湾への支援を充実するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線やクルーズ船の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。
4. 新型コロナウイルス感染症対策関係
 - (1) 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象とした消費喚起対策の実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の意見を踏まえ、ワクチン・検査パッケージなど安全・安心に向けた取組も活用しながら、継続的かつ効果的な支援を行うこと。
 - (2) 観光業に関わる事業者が安心して事業継続できるよう、地域等を限定しない形で事業規模に応じた給付金を迅速かつ長期的に実施するなど、万全な支援策を講じること。

- (3) デジタル技術を活用したM I C Eの開催に必要な通信環境整備等に対する支援を行うこと。
- (4) 都市自治体が新型コロナウイルスの影響を受けた観光事業者を支援できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を図るなど、十分な地方財源を確保すること。